

＜対策のポイント＞

生産資材の導入支援や放射性物質の被害防止対策により、特用林産物の産地再生に向けた取組を進め、被災地の復興を図ります。

＜事業目標＞

国産きのこ類の生産量（43万トン〔令和5年〕→ 47万トン〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 特用林産物の生産体制の整備

① きのこの生産力増強対策

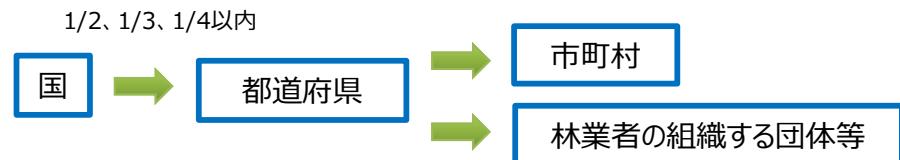
特用林産物の産地再生を図るため、**生産者の次期生産に必要な生産資材の導入費^注等を支援**します。

注：導入費について損害賠償を受けた場合は、賠償部分の補助金を返還する必要があります。

② 放射性物質の被害防止対策

検査により安全性が確認されたきのこの出荷を促進するため、**放射性物質の測定機器の導入及び出荷管理・検査の体制整備等を支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【背景】

特用林産物については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。

被災地の復興に向け、きのこの次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の測定機器の導入等、特用林産物の産地再生に向けた支援を継続する必要。

【実施内容】

○きのこの生産力増強対策

- ・生産者の次期生産に必要な生産資材の導入等

○放射性物質の被害防止対策

- ・安全性が確認されたきのこの出荷促進に向けた放射性物質の測定機器（非破壊検査機器を含む）の導入及び出荷管理・検査の体制整備
- ・ほど木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備等



生産資材(しいたけ原木)



非破壊検査機器



放射性物質検査済商品